三　一の放送債券の債権者が同一の議案につき準用会社法第七百二十六条第一項（準用会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めた場合にあつては、準用会社法第七百二十六条第一項又は第七百二十七条第一項）の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該放送債券の債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

四　第五十二条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

五　準用会社法第七百十九条第三号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

［削る］

［削る］

（放送債券債権者集会参考書類）

第五十一条　放送債券債権者集会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一　略］

二　議案が放送債券の債権者の代表の選任に関する議案であるときは、次に掲げる事項

［イ・ロ　略］

ハ　候補者が協会、放送債券管理者又は放送債券管理補助者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［2～4　略］

［新設］

［新設］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　一の放送債券の債権者が同一の議案につき準用会社法第七百二十六条第一項又は第七百二十七条第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該放送債券の債権者の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

ニ　第五十二条第一項第三号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

（放送債券債権者集会参考書類）

第五十一条　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　候補者が協会又は放送債券管理者と特別の利害関係があるときは、その事実の概要

［2～4　同上］

（議決権行使書面）

第五十二条　準用会社法第七百二十一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は準用会社法第七百二十二条第一項若しくは第二項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

［一　略］

二　第五十条第三号に掲げる事項を定めたときは、当該事項

三　第五十条第四号に掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（放送債券債権者集会を招集する者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

［四　略］

五　議決権を行使すべき放送債券の債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の額

2　第五十条第五号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、準用会社法第七百二十条第二項の承諾をした放送債券の債権者の請求があつた時に、当該放送債券の債権者に対して、準用会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

［3・4　略］

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第五十四条　準用会社法第七百二十七条第一項に規定する総務省令で定める時は、第五十条第五号イの行使の期限とする。

（放送債券債権者集会の議事録）

第五十五条　［略］

［2　略］

（議決権行使書面）

第五十二条　［同上］

［一　同上］

二　第五十条第三号ハに掲げる事項を定めたときは、当該事項

三　第五十条第三号ニに掲げる事項を定めたときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面が招集者（放送債券債権者集会を招集する者をいう。以下この条において同じ。）に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

［四　同上］

五　議決権を行使すべき放送債券の債権者の氏名又は名称及び行使することができる議決権の数

2　第五十条第三号ロに掲げる事項を定めた場合には、招集者は、準用会社法第七百二十条第二項の承諾をした放送債券の債権者の請求があつた時に、当該放送債券の債権者に対して、準用会社法第七百二十一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

［3・4　同上］

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第五十四条　準用会社法第七百二十七条第一項に規定する総務省令で定める時は、第五十条第三号イの行使の期限とする。

（放送債券債権者集会の議事録）

第五十五条　［同上］

［2　同上］